

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2013年 6月27日	
【会社名】	ソニー株式会社	
【英訳名】	SONY CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫	
【本店の所在の場所】	東京都港区港南 1丁目 7番 1号	
【電話番号】	03-6748-2111 (代表)	
【事務連絡者氏名】	I R担当 V P 橋谷 義典	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南 1丁目 7番 1号	
【電話番号】	03-6748-2111 (代表)	
【事務連絡者氏名】	I R担当 V P 橋谷 義典	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	119,059,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜 1丁目 8番16号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	59,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」といいます。）は、当社の執行役に対する報酬としての株式退職金に係るものであり、2003年6月20日開催の当社取締役会決議（2004年6月22日及び2005年6月22日開催の当社取締役会決議により一部修正済み）による委任に基づき、2013年6月27日に当社代表執行役平井一夫により決定されたものです。
- 2 本募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称および住所は下記のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	59,500株	119,059,500	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	59,500株	119,059,500	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,001	-	100株	2013年7月5日（金）	該当事項なし	2013年7月12日（金）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で引受契約を締結するものとします。
- 4 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ソニー株式会社 人事部門・グローバル人事部・人事戦略グループ	東京都港区港南1丁目7番1号

(4) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
119,059,500	5,000,000	114,059,500

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本募集は、当社の執行役に対する報酬としての株式退職金に係るものであり、資金調達を目的としておりません。なお、本募集に際し、当社報酬委員会内規第6条に基づき当社が割当予定先に対して支給すべき退職金(以下「株式退職金」といいます。)の手取金のうち本募集に係る募集株式の払込金額総額に相当する119,059,500円について、本募集の払込みと相殺する形態をとることから、本募集の払込金額総額119,059,500円については、外部から新たに資金を調達するものではありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要	
氏名	中鉢 良治
住所	東京都港区
職業の内容	独立行政法人産業技術総合研究所理事長 (2013年3月31日付で当社の執行役を、2013年6月20日付で当社の取締役を退任)
提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	本書提出日現在、当社の普通株式を35,500株保有しています。
人事関係	割当予定先は、当社の執行役及び取締役でしたが、2013年3月31日付で当社の執行役を、2013年6月20日付で当社の取締役を退任しました。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

割当予定先の概要	
氏名	木村 敬治
住所	東京都世田谷区
職業の内容	元当社執行役 (2013年6月20日付で当社の執行役を退任)
提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	本書提出日現在、当社の普通株式を4,700株保有しています。
人事関係	割当予定先は、当社の執行役でしたが、2013年6月20日付で当社の執行役を退任しました。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

割当予定先の選定理由

本第三者割当は、当社の執行役に対する報酬としての株式退職金に係るものであり、割当予定先が当社の2012年度に関する定時株主総会（2013年6月20日開催）の終結の時に、当社の取締役又は執行役を退任したことにともない、割当先に対して、退職金として当社株式を支給することによるものです。

割り当てようとする株式の数

割当予定先に59,500株を割り当てる予定です。

株券等の保有方針

割当予定先からは、割り当てる新株式の保有方針について、中・長期に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は割当予定先に対して、払込期日から2年以内に割当新株式の全部または一部を割当先が譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称および譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書の発行を依頼する予定です。

払込みに要する資金等の状況

本募集に際し、当社報酬委員会内規第6条に基づき、当社が割当予定先に対して支給すべき株式退職金の手取金のうち本募集に係る募集株式の払込金額総額に相当する119,059,500円について、本募集の払込みと相殺する形態をとることから、払込みに要する資金が問題となることはないと考えております。

割当予定先の実態

割当予定先のうち、中鉢良治氏につきましては、1977年4月に当社入社後、1999年6月より当社執行役員、2005年6月より2009年3月まで当社取締役兼当社代表執行役 社長、2009年4月より2013年3月まで当社取締役兼当社代表執行役 副会長を務め、2013年6月20日に開催された当社定時株主総会の終結の時をもって当社取締役を退任いたしました。また、割当予定先のうち、木村敬治氏につきましては、1977年4月に当社入社後、2000年6月より当社執行役員、2002年6月より当社執行役員 常務、2004年6月より当社執行役 専務、2005年6月より当社執行役 E V Pを務め、2013年6月20日に開催された当社定時株主総会終結の時をもって当社執行役を退任いたしました。かかる割当予定先の属性及び経歴に照らし、また当社が東京証券取引所に対して提出した割当を受ける者と反社会勢力との関係がないことを示す確認書によって、割当予定先が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

払込金額は、本第三者割当に係る代表執行役決定日(2013年6月27日)の直前営業日である2013年6月26日(以下「直前営業日」といいます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)である2,001円といたしました。

当社が、直前営業日の終値を払込金額といたしましたのは、算定時に最も近い時点の市場価格である直前営業日の終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値を適正に反映していると判断したためです。なお、かかる払込金額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも沿うものであります。また、かかる払込金額は、直前営業日までの1か月間の終値の単純平均値1,982円に対しては0.9%のプレミアム、直前営業日までの3か月間の終値の単純平均値1,835円に対しては8.3%のプレミアム、直前営業日までの6か月間の終値の単純平均値1,592円に対しては20.4%のプレミアムとなります。

当社といたしましては、かかる払込金額は合理的で有利発行に当たらないと判断しております。

(2) 発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当により処分される自己株式は合計で59,500株(議決権数595個)であり、2013年5月31日現在の当社の発行済株式総数1,011,977,604株(2013年3月31日現在の総議決権数10,084,504個)に対する割合は0.0059%(議決権における割合0.0059%)です。

本第三者割当は、当社の執行役の退職金を、現金ではなく、当該退職金の金額に見合った株式数の当社普通株式により現物で支給することによるものです。かかる退職金の金額及び付与される株式数の算定方法は当社報酬委員会によって決定されたものであり、上記(1)記載のとおり発行価格の算定についても当社の株式価値を適正に反映していると判断する価格を基礎として行われていること、また本件第三者割当による発行済株式総数に対する希薄化率が0.0059%であることに鑑みれば、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
Moxley and Co. LLC (常任代理人 ㈱三菱東 京U F J銀行)(注3)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内 2-7-1)	57,064	5.66%	57,064	5.66%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行(信託口) (注4)	東京都中央区晴海1-8-11	52,288	5.18%	52,288	5.18%
日本マスタートラスト信 託銀行(信託口) (注4)	東京都港区浜松町2-11-3	47,415	4.70%	47,415	4.70%
Goldman, Sachs & Co. REG(注5) (常任代理人 ゴールド マン・サックス証券(株))	アメリカ・ニューヨーク (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	23,228	2.30%	23,228	2.30%
SSBT OD05 Omnibus Account - Treaty Clients(注5) (常任代理人 香港上海 銀行)	オーストラリア・シドニー (東京都中央区日本橋 3-11-1)	22,776	2.26%	22,776	2.26%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行(信託口 9)(注4)	東京都中央区晴海1-8-11	13,106	1.30%	13,106	1.30%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行(信託口 1)(注4)	東京都中央区晴海1-8-11	11,609	1.15%	11,609	1.15%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行(信託口 6)(注4)	東京都中央区晴海1-8-11	11,129	1.10%	11,129	1.10%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行(信託口 3)(注4)	東京都中央区晴海1-8-11	10,468	1.04%	10,468	1.04%
MSCO Customer Securities(注5) (常任代理人 モルガン ・スタンレーM U F G証 券(株))	アメリカ・ニューヨーク (東京都渋谷区恵比寿 4-20-3恵比寿ガーデンプ レイスタワー)	10,222	1.01%	10,222	1.01%
計	-	259,304	25.71%	259,304	25.71%

(注) 1 2013年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2013年3月31日現在の総議決権数(10,084,504個)に本自己株式処分により増加する議決権数(595個)を加えた数で除して算出した数値であります。

3 ADR(米国預託証券)の受託機関であるJPMorgan Chase Bank, N.A.の株式名義人です。

4 各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

5 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2012年度）（自 2012年4月1日 至 2013年3月31日）
2013年6月27日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出時点（2013年6月27日）以後、本書提出時点までの間において、当該有価証券報告書に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本書提出時点現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ソニー株式会社本社
（東京都港区港南1丁目7番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。